

令和 7 年度青森県ニーズ対応型加工体制強化研究業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度青森県ニーズ対応型加工体制強化研究業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

本県の一次加工の現状は、ながいもやだいこん等の根菜類を中心に、最終製品メーカーからのニーズに十分対応できていないことから、一次加工に取り組む農業法人等を牽引役とし、地域における加工体制の強化に向けた研究を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 委託業務の内容

（1）研究会の発足

一次加工に取り組む法人、加工事業者、県関係部局などを研究会員とし、研究会を発足する。（別途、県が公募するモデル実証の受託者を中心とした構成員とする。）

（2）研究会事務局の運営

研究会を年 2 回以上開催する。

開催に当たっては、受託者が事務局となり、開催日時の調整や、会場の手配、研究会員への連絡、資料作成を行うほか、謝金、会場借上料等の経費負担や事務処理を行う。

研究内容は、一次加工のニーズの把握、地域における原料収集の協力体制、加工作業の分担や加工処理能力向上に向けた機械・施設の導入などを検討し、加工業者等が牽引役となったフードバリューチェーンの構築とする。

（3）プロジェクトの支援

研究会は県が別途委託するモデル実証に関するプロジェクトチームを対象に、課題の整理等の支援を各 2 回以上行うほか、進捗管理を行う。また、現地調査などにより現場の課題把握に努めるものとする。

（4）業界動向調査の実施

各プロジェクトに関する統計情報、ニーズ、今後の見込み等について、調査を実施する。

（5）報告書の作成

研究会開催後、その都度 15 営業日以内に会議録を作成し、青森県に提出する。
本委託業務の完了後、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに成果報告書を作成し、青森県に提出する（様式は任意）。

5 留意事項

4 の取組を遂行するに当たり、以下のことに留意して業務を進めること。

(1) 担当者の決定・報告

受注者は、青森県との委託業務に関する契約締結後、1 週間以内に当業務に携わる担当者を決定し、青森県へ報告すること（様式は任意）。

(2) 業務の遂行について

業務の実施に当たって、受注者は青森県と十分な連絡調整を行うこと。

6 報告

受注者は、本委託業務の完了後、令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までに以下の資料を作成し、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課に提出する（様式は任意）。

(1) 業務実施報告書

(2) 本委託業務において作成した資料等

7 その他

本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、青森県と協議の上、決定すること。